

令和元（2019）年度 東御市地域おこし協力隊員募集要領

平成31年4月1日

東御市は、長野県の東部に位置し、北は上信越高原国立公園の浅間連山を背にし、南は蓼科、八ヶ岳連峰の雄大な山なみ、島崎藤村が詩に詠んだ千曲川と鹿曲川の清流とが織りなす豊かな風土と歴史に恵まれた美しい市です。

近年は、全国有数の日照時間の長さや降水量が極めて少ないといった気候風土、標高差1,500mにも及ぶ南面傾斜の扇状地が広がる独特の地形など、本市特有のテロワールが上質なワインを育むことから“ワインの新興産地”として全国から注目を集めています。

東京から車で2時間、電車で1.5時間の距離にあってアクセスが容易なことから、上信越高原国立公園にあっても恵まれた山岳高原エリアとして人気の高い「湯の丸高原」を中心に多くの観光客が訪れています。

こうした“地域の強み”を活かしながら、個性豊かな“地域の食・物産”のブランド力、とりわけ新たな魅力である「東御ワイン」を活かした効果的なプロモーションにより、東御ファンを増やし、何度も訪れたい地域づくりに取り組んでいます。

これら取組みを強力に推し進めるため、「地域の魅力創造」という視点から“観光地域づくり”に意欲的に活動をしていただける方を募集します。

1 目的

本市特有の“テロワール”が生み出す高品質な“東御ワイン”や優れた農産物などを軸に、ここでしか味わえない自然資源や歴史的・文化的資源などの地域の魅力を発信して交流人口の拡大を図るとともに、地域の魅力を活かした観光振興の企画・実践を通して、地域力の維持及び活性化を図ることを目的とします。

2 募集人員

1人

3 応募条件

- (1) 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住し、**市が指定する日から地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）として活動できる方**
- (2) 隊員の任期終了後も地区に定住する意思がある方で、かつ、過去に東御市内に住所を定めたことがない方
※地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」の関連ページで確認してください。
- (2) 地域の活性化に深い熱意を有し、誠実に業務を遂行できる方
- (3) 心身ともに健康で意欲的に活動ができる方
- (4) 普通自動車免許を取得している方
- (5) パソコンの基本操作（ワード、エクセル、パワーポイントなど）及びインターネット、SNS等の知識を有し、活用できる方
- (7) 土日及び祝日の勤務、行事参加や夜間の会議出席など、不規則な職務に対応できる方

4 活動内容等

区 分	職 種
	観光地域づくり・観光コンシェルジュ
(1) 活動内容	<p>○一般社団法人 信州とうみ観光協会（DMO候補法人）による観光地域づくり活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光マーケティングに基づいて着地型観光の資源となる新たな魅力を再発見し、観光コンテンツの開発、地域主導ツーリズムの企画支援活動 ・来訪者と地域をつなぐ観光コンシェルジュ活動 <p>○地域の魅力の発信と地域情報の収集活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光協会の会員をはじめ地域の多様な事業者、地域づくり組織、住民等と連携し、自然、食、歴史・文化などの地域資源を一元的・横断的に情報収集し、発信するプロモーション活動 <p>○その他</p>
(2) 勤務時間等	<p>○勤務日数</p> <p>勤務計画に基づき、週30時間勤務とします。（土・日・祝日含む）</p>
	<p>○勤務時間</p> <p>原則午前8時30分～午後5時15分 （活動内容により変動する場合があります）</p>
(3) 雇用形態及び期間	<p>○身 分</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤特別職として、東御市長が委嘱します。</p> <p>※令和2年（2020年）4月以降は、地方公務員及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員（一般職）として任用となる見込みです。</p> <p>○雇用期間</p> <p>1年毎に委嘱し、最長3年が限度となります。</p> <p>1年は、勤務開始日から翌年の開始日前日までの期間です。</p> <p>なお、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことがあります。</p>
(4) 報酬 (通勤手当含む)	<p>○月額 208,000円</p>
(5) その他	<p>○社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。</p>

5 服務

隊員は、常に誠意をもって任務に当たり、東御市個人情報保護条例（平成16年条例第8号）を順守するとともに、その活動を通じて知り得た秘密を他にもらしてはなりません。その職を解いた後も同様とします。また、地域おこし等の知識を深めるために自己研鑽に努めなければなりません。

6 待遇及び福利厚生

- (1) 隊員の住居に関する費用（家賃）は、予算の範囲内で市が負担します。
- (2) 活動に使用する車両は市が貸与します。
- (3) 隊員の活動に必要と認められる作業道具、消耗品、旅費等は、市が負担します。
- (4) 転居にかかる費用、生活用品、光熱水費等は自己負担になります。
- (5) 隊員の活動に支障をきたさないことを条件に兼業は可能です。

7 応募方法

指定の応募用紙に必要事項をご記入のうえ、東御市役所商工観光課観光係へ郵送または持参してください。なお、提出された書類は返却しません。

- (1) 応募受付期間 随時（詳細は観光係へお問合せください）
- (2) 応募書類 応募用紙（様式1）

※ （一社）信州とうみ観光協会ホームページからダウンロードしてください。

<http://tomikan.jp/>

8 選考方法

- (1) 第1次選考（書類選考）

書類選考のうえ、1ヶ月以内に選考結果を応募者全員に文書で通知します。

- (2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に（1）の2週間以内に東御市役所で面接を行います。

選考結果は、面接後2週間以内に文書で通知します。

なお、第2次選考に要する交通費等は自己負担になります。

9 応募・問い合わせ先

〒389-0592 長野県東御市県281-2 東御市産業経済部 商工観光課 観光係
電話：0268-64-5895 FAX：0268-64-5881 E-mail:kanko@city.tomi.nagano.jp